

議案第100号

南丹市水道事業給水条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和7年11月26日提出

南丹市長 西村 良平

南丹市水道事業給水条例の一部を改正する条例

南丹市水道事業給水条例（平成18年南丹市条例第219号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後（案）
(工事の施工) 第21条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定した者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施工する。 _____	(工事の施工) 第21条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定した者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施工する。 <u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施工する必要があると認めるときは、この限りでない。</u>
2・3 (略)	2・3 (略)

(水道料金)

第32条 水道料金は、次条に規定する給水使用料と第41条に規定するメーター使用料の合計額に、消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課せられる金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課せられる金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。)を加えた額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(給水使用料)

第33条 給水使用料は、1箇月につき別表第1の1及び別表第1の2の区分の適次適用による合計額とする。

第39条 削除

(水道料金)

第32条 水道料金は、次条に規定する給水使用料に、消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課せられる金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課せられる金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。)を加えた額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(給水使用料)

第33条 給水使用料は、1箇月につき別表の適次適用による合計額とする。

(督促等)

第39条 管理者は、前条に規定する使用料等を納期限までに納付しない者があるときは、地方自治法施行令(昭和25年政令第16号)第171条の規定により督促するものとする。

2 管理者は、前項に規定する督促を受けた者が督促状に指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、民法(明治29年法律第75号)第419条及び南丹市上下水道事業分担金等の督促手数料及び滞滯金等の徴収条例(令和7年南丹市条例第号)の規定により算出した遅延損害金の請求を行うことができる。

(メーター使用料の区別)

第41条 メーター使用料は、1個に対し1箇月につき別表第2の区分によって徴収する。

(メーター使用料計算の特例)

第42条 計量期間の中途において、メーター使用料の基準等に異動を生じた場合、その月の使用料は第36条及び第37条の規定を準用する。

(閉開栓手数料)

第46条 第10条に規定される承認を受けた者及び第13条で規定される自らの都合で給水を中止しようとする者は、200円の

_____開栓手数料又は閉栓手数料を納めなければならぬ。

(給水装置工事申請手数料)

第47条 給水装置工事を申請する者は、1工事ごとに次に掲げる区分により_____申請手数料を前納しなければならぬ。

給水管の呼び径	申請手数料
25ミリメートル未満	1件につき 1,000円
25ミリメートル以上	1件につき
50ミリメートル未満	2,000円
50ミリメートル以上	1件につき 3,000円

2 (略)

(給水装置工事事業者指定手数料)

第41条及び第42条 削除

(閉開栓手数料)

第46条 第10条に規定される承認を受けた者及び第13条で規定される自らの都合で給水を中止しようとする者は、南丹市上下水道事業手数料徴収条例(令和7年南丹市条例第1号)で定める開栓手数料又は閉栓手数料を納めなければならぬ。

(給水装置工事申請手数料)

第47条 給水装置工事を申請する者は、1工事ごとに南丹市上下水道事業手数料徴収条例で定める申請手数料を前納しなければならぬ。

2 (略)

(給水装置工事事業者指定手数料)

<p>第48条 給水装置工事事業者指定手数料 <u>は、次の各号の区分により申込者から</u> <u>申込みの際、これを徴収する。</u></p> <p>(1) <u>新規指定手数料 1件につき</u> <u>10,000円</u></p> <p>(2) <u>更新手数料 1件につき</u> <u>10,000円</u></p> <p><u>別表第1の1 別記</u></p> <p><u>別表第1の2 別記</u></p> <p><u>別表第2 別記</u></p>	<p>第48条 給水装置工事事業者指定手数料 <u>の金額徴収等は、南丹市上下水道事業</u> <u>手数料徴収条例の規定による。</u></p> <p><u>別表 別記</u></p>
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第39条及び第46条から第48条までの改正規定 令和8年4月1日
 - (2) 第32条、第33条、第41条、第42条及び別表第1の1から別表第2までの改正規定 令和8年7月1日
- 2 (経過措置) この条例による改正後の南丹市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第46条から第48条までの規定は、令和8年4月1日以後に受け付けた申請、届出、申込みその他の手続（以下「申請等」という。）に係る手数料について適用し、同日前に受け付けた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 新条例第32条、第33条、第41条、第42条及び別表の規定は、令和8年7月1日以後の検針に係る水道料金について適用し、同日前の検針に係る水道料金については、なお従前の例による。

現行

別表第1の1(第33条関係)

給水区域(地区名)	基本料金		超過料金(1立方メートルにつき)
	水量	料金	
南丹市園部町宮町、上本町、本町、若松町、小桜町及び河原町の全域並びに新町、小山東町、小山西町、美園町、栄町、城南町、横田、黒田、上木崎町、木崎町、内林町、瓜生野、熊崎、新堂、千妻、曾我谷、船岡、高屋、大戸、熊原、佐切、越方、竹井、仁江、船阪、大西、宍人、半田、口人、口司、殿谷、埴生、南八田、南大谷、若森、天引、 <u>法</u> 京、大河内の一部	10立方メートル以下	1,300円	(口径20ミリメートル以下の場合) 10立方メートルを超える分 160円 30立方メートルを超える分 170円 100立方メートルを超える分 180円 (口径25ミリメートル以上の場合) 10立方メートルを超える分 170円 30立方メートルを超える分 180円 100立方メートルを超える分 190円
南丹市八木町八木、柴山、鳥羽、木原、八木嶋、大藪及び南広瀬の全域並びに美里、室河原、池ノ内及び玉ノ井の一部			

現行

別表第1の2(第33条関係)

給水区域(地区名)	基本料金		超過料金(1立方メートルにつき)
	水量	料金	
南丹市八木町北屋賀の全域並びに船枝、山室、室橋、諸畠、野条、池上、氷所、日置、刑部、北広瀬、青戸、西田、觀音寺、屋賀及び神吉の一部	10立方メートル以下	1,600円	(口径20ミリメートル以下の場合) 10立方メートルを超える、30立方メートル以下分 170円
南丹市日吉町上胡麻、胡麻及び畠郷の一部			30立方メートルを超える、100立方メートル以下分 180円
南丹市日吉町殿田、中、保野田、田原、志和賀、木住及び天若の一部			100立方メートルを超える分 190円
南丹市日吉町四ツ谷の一部			(口径25ミリメートル以上の場合) 10立方メートルを超える、30立方メートル以下分 180円
南丹市日吉町中世木の一部			30立方メートルを超える、100立方メートル以下分 190円
南丹市日吉町佐々江の一部			100立方メートルを超える分 200円
南丹市日吉町生畠及び木住の一部			
南丹市日吉町畠郷の一部			
南丹市美山町北、南、中、河内谷、下、知見、江和、田歌、内久保の一部			
南丹市美山町内久保、荒倉の一部			
南丹市美山町野添、安掛、深見、長尾、下平屋、又林、上平屋の一部			
南丹市美山町原、板橋、宮脇及び下吉田の一部			
南丹市美山町和泉、静原、島、長谷、上司、下吉田、萱野、大野、三塙、肱谷、小渕、向山、檍原及び音海の一部			
南丹市美山町鶴ヶ岡、豊郷、盛郷、福居及び高野の一部			
南丹市美山町芦生の一部			
南丹市美山町佐々里及び白石の一部			

現行

別表第2(第41条関係)

口径別	口径	使用料金
呼び径	13 ミリメートル	50 円
〃	20 ミリメートル	60 円
〃	25 ミリメートル	70 円
〃	30 ミリメートル	110 円
〃	40 ミリメートル	130 円
〃	50 ミリメートル	260 円
〃	75 ミリメートル	610 円
〃	100 ミリメートル	820 円

改正後（案）

別表(第33条関係)

基本料金			従量料金(1立方メートルにつき)
水量	口径	料金	
5立方メートル以下	13ミリメートル	1,800円	5立方メートルを超える、10立方メートル以下まで 30円
	20ミリメートル	1,800円	10立方メートルを超える、30立方メートル以下まで 180円
	25ミリメートル	1,830円	30立方メートルを超える、50立方メートル以下まで 200円
	30ミリメートル	1,900円	50立方メートルを超える、100立方メートル以下まで 210円
	40ミリメートル	1,930円	100立方メートルを超えるもの 240円
	50ミリメートル	2,180円	
	75ミリメートル	2,320円	
	100ミリメートル	2,490円	